



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府六)

〔告 示〕

○子ども・子育て支援法施行規則第五十八号第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件 (内閣府一八)

○昭和五十五年建設省告示第七百九十八号の一部を改正する件 (国土交通二〇二)

府

令

○内閣府令第六号

子ども・子育て支援法施行令 (平成二十六年政令第二百十三号) 第二十四条第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和二年二月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則 (平成二十六年内閣府令第四十四号) の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号は、これを加える。

改正後	改正前
(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由) 第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 「一〇三 略」	(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由) 第五十八条 「同上」 「一〇三 同上」 「号を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。

告

示

○内閣府告示第十八号

子ども・子育て支援法施行規則 (平成二十六年内閣府令第四十四号) 第五十八号第四号の規定に基づき、災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合を次のように定める。
令和二年二月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

令和二年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第八項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。) により臨時に休園等をする場合

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。